

富士山火山防災対策協議会規約（案）

（目的）

- 第 1 条 富士山火山防災対策協議会は、活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号、以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、山梨県、静岡県、富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町及び小山町が共同で設置する。
- 2 前項の協議会（以下「協議会」という。）は、山梨県、静岡県及び神奈川県（以下「三県」という。）の地域防災計画に基づき、三県及び三県内の関係市町村（以下「関係市町村」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平常時から富士山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、富士山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的とする。

（所掌事務）

- 第 2 条 協議会は前条の目的を達成するため、次の各号について協議を行う。
- ・ 計画に関すること
 - （ 1 ）防災対策等の情報交換に関すること
 - （ 2 ）広域避難計画の策定に関すること
 - （ 3 ）避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び関係市町村への助言
 - （ 4 ）前条第 1 項において協議会を設置する県及び市町村の地域防災計画の見直し並びに修正に関すること
 - ・ 訓練に関すること
 - （ 5 ）防災訓練等の活動等に関すること
 - ・ 啓発に関すること
 - （ 6 ）火山災害に関する専門的な研修の実施に関すること
 - （ 7 ）防災意識の啓発活動に関すること
 - ・ その他
 - （ 8 ）必要と認められること

（協議会の組織）

- 第 3 条 協議会は別表の 1 から 4 の協議会の項に該当する者で構成する。
- 2 協議会には会長を 1 名及び副会長を 2 名置く。
- 3 会長及び副会長は山梨県知事又は静岡県知事が交代で行う。また、神奈川県安全防災局安全防災部長を副会長とする。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は 1 年とする。

(富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ)

第4条 協議会の行う所掌事務の内容検討のため、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等による富士山火山防災対策協議会・三県コアグループ(以下「三県コア」という。)を設置する。

- 2 三県コアは別表の1から4の三県コアの項に該当する者で構成する。
- 3 三県コアには幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は会長の所属機関の構成員から、また、副幹事長は副会長の所属機関の構成員から、会長が指名する。
- 5 幹事長は三県コアを代表し、会務を総理する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 7 幹事長は、三県コアの検討内容に応じて、別表1から4の協議会の項に該当する者を第2項の規定による構成員に加えることができるものとする。

(各県コアグループ)

第5条 三県コアの中に、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等による各県コアグループ(以下「各県コア」という。)を設置する。

- 2 各県コアは別表の1から4の各県コアの項に該当する者で構成する。
- 3 各県コアには幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は各県における防災危機管理部門から、副幹事長は構成機関からそれぞれ選任する。
- 4 幹事長は各県コアを代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 各県コアは、他県コアと合同で会議を開催できるものとする。
- 6 幹事長は、各県コアの検討内容に応じて、別表1から4の協議会の項に該当する者を第2項の規定による構成員に加えることができるものとする。

(各県コア合同幹事会)

第6条 三県コアの中に、各県コアの幹事長、気象庁地震火山部火山課並びに各県コアの幹事長が指名した者による「各県コア合同幹事会」(以下「合同幹事会」という。)を設置する。

- 2 合同幹事会は、各県コア間の調整及び情報共有を目的として開催する。

(部会)

第7条 会長は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ協議会の下に部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の開催)

第 8 条 協議会は会長が、三県コア及び各県コアはそれぞれの幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 合同幹事会は、各県コアの幹事長がそれぞれ招集できるものとし、招集した幹事長がその議事を進行する。

(オブザーバー等)

第 9 条 会長及び各幹事長は、必要と認めるときは、それぞれの組織の構成員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第 10 条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 11 条 協議会及び三県コアの事務処理のため、事務局を設ける。

2 事務局は、会長の所属機関が行うものとする。

(継承)

第 12 条 協議会は、平成 28 年 3 月 24 日規約改正前の富士山火山防災対策協議会において協議した結果及び協議中のものを全て、現行のまま継承するものとする。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 前項の規定のほか、三県コア及び各県コアの運営に関し必要な事項は、それぞれの幹事長が別に定める。

附則

この規約は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 5 月 9 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【別表】

富士山火山防災対策協議会 構成員（区分は法第4条第2項中該当する号）

1 識者

所 属		氏 名	協議会	三県コア	各県コア	区分
富士山科学研究所	名誉顧問	荒牧重雄			山梨	7号
(一財)砂防・地すべり技術センター	研究顧問	池谷 浩			山梨	7号
富士山科学研究所	所長	藤井敏嗣			山梨・静岡	7号
日本大学	教授	鷓川元雄			静岡	7号
静岡大学	教授	小山真人			静岡	7号
神奈川県温泉地学研究所	所長	里村幹夫			神奈川	7号

2 各県関係機関

(1) 山梨県関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア*	区分
山梨県知事					1号
	防災局長				8号
	防災対策専門監			山梨	8号
	防災危機管理課 1)			山梨	8号
	世界遺産富士山課			山梨	8号
	峡南地域県民センター			山梨	8号
	富士・東部地域県民センター			山梨	8号
	富士山科学研究所			山梨	8号
	観光資源課			(山梨)	8号
	道路管理課			(山梨)	8号
	治山林道課			(山梨)	8号
	砂防課			山梨	8号
	富士・東部林務環境事務所			(山梨)	8号
	峡南建設事務所			(山梨)	8号
	富士・東部建設事務所			(山梨)	8号
	富士・東部建設事務所吉田支所			(山梨)	8号
山梨県道路公社	富士山有料道路管理事務所			(山梨)	8号
山梨県教育委員会	総務課			(山梨)	8号
	学術文化財課			(山梨)	8号
山梨県警察本部長					5号
	警備部警備第二課			(山梨)	8号
富士吉田市長					1号

	安全対策課			山梨	8号
都留市長					1号
	総務課			山梨	8号
西柱町長					1号
	総務課			山梨	8号
忍野村長					1号
	総務課			山梨	8号
山中湖村長					1号
	総務課			山梨	8号
富士河口湖町長					1号
	地域防災課			山梨	8号
鳴沢村長					1号
	総務課			山梨	8号
身延町長					1号
	交通防災課			山梨	8号
富士五湖広域行政事務組合消防本部消防長				(山梨)	6号
峡南広域行政組合消防本部消防長				(山梨)	6号
都留市消防本部消防長				(山梨)	6号

1) 事務局

* 各県コア欄の(山梨)は、事務局が必要と認めた場合に限り、各県コアグループ会議に出席する機関

(2) 静岡県関係機関

機 関 名	協議会	三県コア	各県コア*	区分
静岡県知事				1号
危機管理部長				8号
危機政策課			静岡	8号
危機情報課 1)			静岡	8号
危機対策課			静岡	8号
消防保安課			(静岡)	8号
道路保全課			(静岡)	8号
砂防課			静岡	8号
土木防災課			(静岡)	8号
森林保全課			静岡	8号
自然保護課			(静岡)	8号
富士山世界遺産課			静岡	8号
観光政策課			(静岡)	8号
東部地域局			静岡	8号
熱海土木事務所			(静岡)	8号

	沼津土木事務所			(静岡)	8号
	富士土木事務所			(静岡)	8号
	東部農林事務所			(静岡)	8号
	富士農林事務所			(静岡)	8号
静岡県教育委員会事務局	健康体育課			(静岡)	8号
	文化財保護課			(静岡)	8号
静岡県警察本部長					5号
	警備部災害対策課			(静岡)	8号
三島市長					1号
	危機管理課			静岡	8号
富士宮市長					1号
	危機管理局			静岡	8号
富士市長					1号
	防災危機管理課			静岡	8号
御殿場市長					1号
	危機管理課			静岡	8号
裾野市長					1号
	危機管理課			静岡	8号
長泉町長					1号
	地域防災課			静岡	8号
小山町長					1号
	防災課			静岡	8号
沼津市	危機管理課			静岡	8号
富士山南東消防本部消防長				(静岡)	6号
御殿場市・小山町広域行政組合消防長				(静岡)	6号
富士市消防長				(静岡)	6号
富士宮市消防長				(静岡)	6号

1) 事務局

* 各県コア欄の(静岡)は、事務局が必要と認めた場合に限り、各県コアグループ会議に出席する機関

(3) 神奈川県関係機関

機 関 名		協議会	三県コア	各県コア	区分
神奈川県安全防災局	安全防災部長				8号
神奈川県安全防災局安全防災部	災害対策課			神奈川	8号
	消防課			(神奈川)	8号
神奈川県県土整備局河川下水道部	砂防海岸課			神奈川	8号
神奈川県県土整備局道路部	道路管理課				8号
神奈川県県土整備局	県西土木事務所				8号

神奈川県	県西地域県政総合センター			神奈川	8号
神奈川県警察本部警備部	危機管理対策課				8号

3 国関係機関

機 関 名	協議会	三県コア	各県コア	区分
国土交通省関東地方整備局長				3号
企画部			山梨・神奈川	8号
河川部			山梨・神奈川	8号
道路部				8号
富士川砂防事務所			山梨	8号
甲府河川国道事務所			山梨	8号
横浜国道事務所			神奈川	8号
国土交通省中部地方整備局長				3号
企画部				8号
河川部			山梨・静岡	3号
道路部				8号
富士砂防事務所			山梨・静岡	3号
静岡国道事務所				8号
沼津河川国道事務所				8号
気象庁	地震火山部火山課		山梨・静岡・神奈川	2号
東京管区气象台			山梨・静岡・神奈川	8号
甲府地方气象台			山梨	2号
静岡地方气象台			静岡	2号
横浜地方气象台			神奈川	8号
名古屋地方气象台				8号
内閣府政策統括官(防災担当)付			山梨・静岡・神奈川	8号
環境省関東地方環境事務所	箱根自然環境事務所		山梨・静岡	8号
林野庁関東森林管理局	計画保全部			8号
	静岡森林管理署		静岡	8号
関東管区警察局	広域調整部			8号
陸上自衛隊第1師団長				4号
	第1特科隊長			8号
	第34普通科連隊長			8号
陸上自衛隊東部方面混成団	東部方面混成団長			8号
国土地理院	関東地方測量部			8号
国土地理院	中部地方測量部			8号

4 ライフライン関係機関

機 関 名	協議会	三県コア	各県コア	区分
中日本高速道路株式会社東京支社				8号
中日本高速道路株式会社八王子支社				8号
富士急行株式会社				8号